

○ 対象事業の概要等（令和2年4月時点）

1 地域間幹線系統確保維持事業

(1) 補助要件（別表1又は別表28）

- ・路線定期運行，路線不定期運行，道路運送法第21条第2号の乗合旅客の運送，道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送のいずれかであること
（注）沿岸15市町以外の地域は，路線定期運行のみ
- ・平成13年3月31日における複数市町村にまたがる系統であること
- ・令和2年10月1日～令和3年9月30日の運行であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上であること
- ・1日当たりの輸送量が15人以上150人以下であること
- ・経常赤字が見込まれること 等

(2) 補助額（別表2又は別表29）

- ・補助対象経費（経常費用見込額－経常収益見込額）の1/2

2 車両取得事業

(1) 要件（別表11）

- ・地域間幹線系統確保維持事業の系統を運行するバリアフリー車両であること

(2) 補助額（別表12）

- ・補助対象経費の1/2を減価償却方式で5年かけて補助

3 直近3か年度の対象路線

H30年度実績	■(株)ミヤコーバス 13系統 【通常5系統】白石遠刈田，川崎，利府，吉岡，色麻 【被災地8系統】石巻免許センター，河南，石巻専修大，三陸，鮎川，女川，三陸，御崎
R1年度実績	■(株)ミヤコーバス 14系統 【通常6系統】白石遠刈田，川崎，川崎〔村田止〕，利府，吉岡，色麻 【被災地8系統】石巻免許センター，河南，石巻専修大，河北（旧・三陸），鮎川，女川，三陸，御崎
R2年度計画（当初）	■(株)ミヤコーバス 14系統 【通常8系統】白石遠刈田，川崎，川崎〔村田止〕，利府，吉岡，色麻，鮎川，女川 【被災地6系統】石巻免許センター，河南，石巻専修大，河北（旧・三陸），三陸，御崎

4 今後のスケジュール

5月27日（水）	事業実施について事業者からの提出期限
6月上旬	事業内容及び生産性向上の取組について各市町村への協議照会
6月中旬	地域路線バス等対策連絡協議会の開催 ※新型コロナウイルス感染防止のため，書面開催の予定
6月末	生活交通確保維持改善計画の宮城運輸支局への提出期限